

第 4 2 2 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 1 . 6 . 2 2 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名
議 案 (31件)	予算案 (3件)	8 7	平成 2 1 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
		8 8 ～	平成 2 1 年度 島 根 県 臨 港 地 域 整 備 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) 外 1 特 別 会 計 補 正 予 算
		8 9	2 臨 港 地 域 整 備 3 流 域 下 水 道
条 例 案 (19件)		9 0	島 根 県 地 域 活 性 化 ・ 生 活 対 策 臨 時 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 地域の活性化に資する施策又は経済対策に対応した施策を行うために必要な事業に要する経費に充てるための所要の改正 <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>
		9 1	島 根 県 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 関係法令の改正等に伴う所要の改正 ① 歯科技工士試験の名称改正 ② その他規定の整理 <p style="text-align: right;">施行日：①平成21年9月1日、②公布の日</p>
		9 2	島 根 県 立 高 度 情 報 化 セ ン タ ー 条 例 を 廃 止 す る 条 例 情報機器利用及び情報技術を取り巻く社会情勢の変化等により公の施設としての意義がなくなったことから、条例を廃止 <p style="text-align: right;">施行日：平成22年4月1日</p>
		9 3	島 根 県 警 察 本 部 の 内 部 組 織 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の制定に伴う警察本部の内部組織に係る所掌事務の所要の改正 <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>
		9 4	島 根 県 立 総 合 福 祉 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 島根県立生涯学習推進センターの移転及び島根県立西部情報化センターの廃止等に伴い、施設を島根県立東部総合福祉センター及び島根県立西部総合福祉センターに移管すること等についての所要の改正 ・ 移管施設に係る使用料の新設 ・ 介護研修センター業務の廃止 <p style="text-align: right;">施行日：平成22年4月1日</p>
		9 5	島 根 県 社 会 福 祉 施 設 等 耐 震 化 等 臨 時 特 例 基 金 条 例 社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、基金を設置 <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>

区 分		議案No	議 案 名								
条例案 つづき	9 6	島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例 介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日									
	9 7	島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例 介護保険法に基づく施設等の開設の準備又は介護職員の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日									
	9 8	島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例 島根県安心こども基金を活用した施策を拡充するための所要の改正 施行日：公布の日									
	9 9	島根県地域自殺対策緊急強化基金条例 地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日									
	1 0 0	島根県立武道施設条例の一部を改正する条例 島根県立武道施設の使用者の利便性の向上を図るための所要の改正 ・休館日の変更 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年末年始 以 外</td> <td>月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日</td> <td>月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>12月28日から翌年の1月4日まで</td> <td>12月29日から翌年の1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成22年4月1日		改 正 前	改 正 後	年末年始 以 外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)	年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで
		改 正 前	改 正 後								
	年末年始 以 外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)								
年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで									
1 0 1	島根県立体育施設条例の一部を改正する条例 島根県立体育施設の使用者の利便性の向上を図るための所要の改正 ・休業日の変更 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年末年始 以 外</td> <td>月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日</td> <td>月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>12月28日から翌年の1月4日まで</td> <td>12月29日から翌年の1月3日まで</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成22年4月1日		改 正 前	改 正 後	年末年始 以 外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)	年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで	
	改 正 前	改 正 後									
年末年始 以 外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)									
年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで									
1 0 2	島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例 使用者の減少等により公の施設としての意義がなくなったことから、条例を廃止 施行日：平成22年4月1日										

区 分		議 案 名																										
条例案 つづき	103	島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例 島根県立青少年の家に島根県立東部社会教育研修センターを併設するための所要の改正 施行日：平成22年4月1日																										
	104	島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例 社会教育の一層の推進を図るため、組織を見直すことについての所要の改正 ・生涯学習推進施設の名称の変更 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県立生涯学習推進センター</td> <td>島根県立東部社会教育研修センター</td> </tr> <tr> <td>島根県立西部生涯学習推進センター</td> <td>島根県立西部社会教育研修センター</td> </tr> </tbody> </table> ・島根県立東部社会教育研修センターを出雲市に設置 施行日：平成22年4月1日	改正前	改正後	島根県立生涯学習推進センター	島根県立東部社会教育研修センター	島根県立西部生涯学習推進センター	島根県立西部社会教育研修センター																				
	改正前	改正後																										
	島根県立生涯学習推進センター	島根県立東部社会教育研修センター																										
	島根県立西部生涯学習推進センター	島根県立西部社会教育研修センター																										
	105	島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例 島根県立中海水中貯木場の位置及び区域を明確にし、周知を図るための所要の改正 施行日：公布の日																										
106	島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例 島根県立東部情報化センターの廃止に伴い、施設及び設備を島根県立産業高度化支援センターに移管することについての所要の改正 ・移管施設及び設備に係る使用料を新設 施行日：平成22年4月1日																											
107	島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例 島根県立中部情報化センターの廃止に伴い、施設を島根県立男女共同参画センターに移管することについての所要の改正 ・移管施設に係る使用料を新設 施行日：平成22年4月1日																											
108	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 島根県立三瓶自然館の企画展の規模の拡大を可能とするため、利用料金等の基準額を改定するための所要の改正 ・主な内容 小学校の児童、中学校・高等学校の生徒等を除く者が、自然館の天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合(1人1日につき) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>個 人</th> <th>団 体</th> <th>区 分</th> <th>個 人</th> <th>団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別企画展 開催期間</td> <td rowspan="2">600円</td> <td rowspan="2">480円</td> <td>特別企画展 開催期間</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>企画展 開催期間</td> <td>600円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>上記以外 の期間</td> <td>400円</td> <td>320円</td> <td>上記以外 の期間</td> <td>400円</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成22年4月1日	改正前			改正後			区 分	個 人	団 体	区 分	個 人	団 体	特別企画展 開催期間	600円	480円	特別企画展 開催期間	1,000円	800円	企画展 開催期間	600円	480円	上記以外 の期間	400円	320円	上記以外 の期間	400円	320円
改正前			改正後																									
区 分	個 人	団 体	区 分	個 人	団 体																							
特別企画展 開催期間	600円	480円	特別企画展 開催期間	1,000円	800円																							
			企画展 開催期間	600円	480円																							
上記以外 の期間	400円	320円	上記以外 の期間	400円	320円																							

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事 件 案 つ づ き	承 認 5		島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例 平成21年度税制改正による地方税法の改正に伴う所要の改正 (県税条例) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率に対する特例措置の適用期限の延長 ・自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税となることに伴う規定の整備 ・軽油引取税の課税免除の対象の改正に伴う規定の整理 等 (手数料条例) <ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税の課税免除の対象の改正に伴う規定の整理 等 (平成21年3月31日専決)
	報 告 (7件)	報告4	平成20年度島根県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
		報告5	平成20年度島根県一般会計予算事故繰越繰越計算書
		報告6	平成20年度島根県臨港地域整備特別会計予算繰越明許費繰越計算書
		報告7	平成20年度島根県流域下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書
		報告8	島根県附属機関の設置状況等について 島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例第7条に基づく報告
		報告9	専決処分事件の報告について (変更契約の締結) 5件 <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道488号長沢バイパス改築(改良)(仮称)長沢1号トンネル工事 2,648,703,750円 (700,350円減額) ・浜田川総合開発事業付替県道(下流工区)1号トンネル(仮称)工事 673,752,450円 (649,950円減額) ・浜田川総合開発事業仮排水路トンネル工事 534,694,650円 (15,994,650円増額) ・主要地方道津和野田万川線邑輝Ⅱ工区地方道路交付金(改良)(仮称)新昭和トンネル工事 2,093,998,200円 (16,501,800円減額) ・学習時間選択制高等学校東部独立校(仮称)整備(校舎建築)工事 1,135,352,400円 (3,897,600円減額)
	報告10	専決処分事件の報告について (損害賠償) 20件 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 5件 賠償額合計 639,974円 ・落石事故等 13件 賠償額合計 1,159,923円 ・家屋損傷事故 1件 賠償額合計 43,365円 ・給料の決定誤り 1件 賠償額合計 6,355,909円 	